

## 平成26年度の諸会費の免除手続きについて

神奈川県立鶴見高等学校

### 1 免除対象となる諸会費等の費目

P T A運営費、P T A教育振興費、図書費、生徒会費（生徒会特別徴収金を含む）  
学習環境整備推進費

### 2 免除の申請理由

- (1) 生活保護法に基づく生活保護を受けている方
- (2) 経済的理由で納入が困難な方（生活保護に準ずる方）
- (3) 経済主体をなしている方が当該年度中に災害を受け、又は保護者の死亡・傷病等となった方

#### 免除対象外の費目（お支払いが必要な費目）

- ・ 学年費
- ・ 芸術選択科目費（美術費・音楽費1・2年生が対象）
- ・ 口座振替手数料

### 3 免除の基準

神奈川県立高等学校の入学検定料等の免除基準に準じます。

（1年生対象の高等学校就学支援金審査基準とは異なります。また、前年度免除になられた方でも審査の結果今年度は免除とならない場合があります。）

### 4 免除の申請手続き

諸会費の免除を希望する保護者は、裏面に記載の必要書類を所定の期日までに事務室担当まで提出してください。前記2(1)～2(3)により提出書類が異なりますのでご注意ください。

### 5 申請書類の提出先……本校事務室（窓口）※申請書類が入っていた「封筒」に入れてご提出ください。

### 6 申請書類の提出期限……平成26年5月12日（月）

- ・ 2(2)により免除申請される方は、課税証明書等が必要となります。提出期限は裏面により確認してください。
- ・ 提出期限後に免除申請書を提出された場合は、電算処理が間に合わないため、免除対象費目を含めた諸会費が全額振替となる場合がありますので、予めご了承ください。

### 7 諸会費の口座振替について

- ・ 免除申請を提出されますと免除対象費目の金額については、一旦振替停止の電算処理を行ったうえ、7月以降に免除の可否について決定します。
- ・ 免除対象外の費目（学年費、芸術選択科目費及び口座振替手数料）については、所定の期日（平成26年6月3日）に本校にお届けの口座から振り替えさせていただきます。（振替通知については別途通知いたします。）

### 8 免除不許可となった場合

免除申請を提出されますと、一旦『免除項目について振替停止』の電算処理を行います。そのため免除審査の結果免除とならなかった場合には、振替停止とした免除対象費目に係る金額について、事務室窓口で現金でお支払いいただくこととなります。その場合の支払い期限等については、別途通知いたします。

※免除の申請書類については、裏面をご覧ください。

## 免除の申請書類

※諸会費免除申請書、実情調書等の用紙は事務室でお渡しいたします。

### 1 生活保護を受けている方は、次の書類を提出してください。

- ① 諸会費免除申請書
- ② 生活保護受給証明書 (H26. 4月以降の日付けのもの)

### 2 経済的理由で納入が困難な方は、次の書類を提出してください。

- ① 諸会費免除申請書
- ② 実情調書 (家族の状況は生徒本人も含めて記載。年齢は申請時の満年齢で記載)
- ③ 収入を証明する書類

**※市町村が発行する前年分(平成25年)に係る次の書類のいずれか**

- ・ 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書
- ・ 課税証明書
- ・ 非課税証明書
- ・ 納税通知書

※③の課税証明書等は、本年6月以降でないと前年分について発行されないため、次の期限までに提出願います。(申請時は①②のみをご提出ください。)

↓

**※③の課税証明書等の提出期限＝平成26年6月30日(月)**

### 3 災害、保護者の死亡・傷病等による家計急変の方

- ① 諸会費免除申請書
- ② 実情調書 (家族の状況は生徒本人も含めて記載。年齢は申請時の満年齢で記載)
- ③ 収入を証明する書類 (給与証明書又は収入申告書) ※申請時の直近3ヶ月分

(注) 諸会費の免除申請は、毎年度(学年ごとに)行うことになっております。

#### 《 諸会費免除申請書類に記載される個人情報の取扱目的について 》

諸会費の免除申請に伴いご提出いただいた審査書類から知りえた情報は、本校の諸会費の免除業務以外の利用を目的として使用いたしません。

#### 【問い合わせ先】

事務室担当：小笠原

電話045-581-4692

※受付時間は、土・日曜日・祝日を除く8時30分から17時00分です。